

★ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則（規則第七号）（環境県民総務課）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律施行令が改正され、土地の先買い制度に関する事務が市へ移譲されることに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日